

懲戒処分について

- 1 被処分者 熊本市立中学校講師 (男性・20歳代)
- 2 処分内容 停職(4月)
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号(法令違反)及び第3号(一般非行)
- 4 処分発令日 平成30年5月31日
- 5 事実の概要 被処分者は、平成29年12月下旬、勤務校の女子生徒と市内中心部で偶然出会った際に連絡先を交換し、私的に連絡を取り合うようになった。
その後、平成30年1月上旬から交際をはじめ、4月までに2回、被処分者の車を使って2人で外出した。
本件は、女子生徒と2人で写った写真の画像が勤務校の生徒間に出回ったことをきっかけに発覚したもの。
- 6 関係者の処分 なし

【参考】地方公務員法(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

問い合わせ先
熊本市教育委員会教職員課
TEL: 328-2720
課長: 木櫛 謙治